

一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成１７年釧路市規則第８３号。以下「契約規則」という）第４条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

２０２６年（令和８年）　８月　３１日

釧路市長　鶴　間　秀　典

記

１　入札に付する事項

- (1) 入札件名　釧路市インターネット接続系仮想基盤の賃貸借
- (2) 業務概要
 - ア　別添仕様書のとおり
 - イ　予定価格　38,629,800 円
- (3) 賃貸借期間　2027 年（令和 9 年）3 月 1 日から 2031 年（令和 14 年）2 月 28 日まで

２　入札参加資格に関する事項

当該業務の入札に参加しようとする者は、申請日現在において次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) ２０２６年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づき更正手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 過去２年以内に国または地方公共団体等の当市と同規模のクライアントを有する団体に対して、本件と同等の契約履行実績（履行中のものを含む）を有し、これを証する契約書の写し等、資料を提出できること。
- (5) 北海道内に本店又は、支店・営業所等を有していること。
- (6) 業務を履行するために配置する技術者等を適正に配置できること。なお、管理技術者は、北海道内の本店又は主たる支店、営業所等に勤務するものであること。

３　入札参加申請

- (1) 当該業務の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。
- (2) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該業務委託の入札に参加することができない。
 - ア　申請書類
 - (ア)一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）
 - (イ)会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式２）
 - イ　提出期間

公告日から２０２６年（令和８年）９月７日（月）までの釧路市の休日を定める条例（平成１７年釧路市条例第２号）に規定する釧路市の機関の休日（以下「釧路市の休日」という）を除く毎日、午前９時から午後５時まで

ウ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町７丁目５番地
釧路市総務部情報システム課
電話 0154-31-4510

エ 提出方法

持参もしくは郵送

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市役所ホームページにおいて、この告示の日からダウンロードするものとする。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者は、当該業務の入札に参加することができない。

(4) その他

ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、提出者に無断で目的外に使用しない。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

4 入札参加資格通知

申請者には２０２６年（令和８年）９月８日（火）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を電子メールにより通知する。

(1) 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

(2) 入札参加資格を有しないと認めたものにあつては、入札参加資格がない旨およびその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合には、２０２６年（令和８年）９月９日（水）正午までに書面を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は、持参もしくは郵送で釧路市総務部情報システム課に提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、２０２６年（令和８年）９月９日（水）中に回答する。

6 質問等

当該業務委託に関して質問がある場合は、次のとおり質問書により提出すること。

(1) 提出期間 ２０２６年（令和８年）９月７日（月）まで

(2) 提出場所 ３の(2)ウと同じ

(3) 提出方法 電子メールによる

7 入札

(1) 日時 ２０２６年（令和８年）９月１０日（木） 午前１１時００分

(2) 場所 釧路市総務部情報システム課 会議室

(3) 開札 入札終了後直ちに前項の場所で行う。

(4) 入札方法等

ア 入札書を持参し投函すること

イ 釧路市物品購入等入札心得を承知すること

ウ 総価で入札に付する。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第 10 条各号の一に該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 別添仕様書内容を満たしていない入札

8 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する
- (2) 契約保証金 免除する
- (3) 契約書の作成の要否 要する
- (4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格の設定 しない

9 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及びに日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

10 問合先

〒085-8505 釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

釧路市総務部情報システム課電算係

電話 0154-31-4510